

特別管理産業廃棄物処理計画書

2024年 6月 11日

（宛先）高崎市長 殿

提出者 医療法人群馬会 群馬病院
住 所 群馬県高崎市稲荷台町 136
氏 名 理事長 村山 昌暢
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 027-373-2251

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

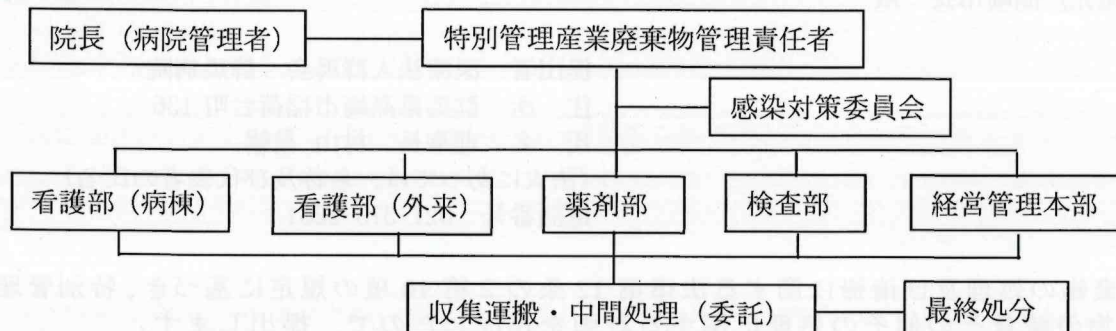
事業場の名称	医療法人群馬会 群馬病院
事業場の所在地	群馬県高崎市稲荷台町 136 番地
計画期間	2024年4月1日 ～ 2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	P83 医療業
②事業の規模	病床数 461 床
③従業員数	480 名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性廃棄物は院内の指定保管庫に保管。収集運搬業者に委託し中間処理施設まで運搬し、焼却。焼却後、最終処分場にて埋立処理。



(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度 (2023 年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	96.16 t	t
	(これまでに実施した取組) 廃棄物の適切な分別を徹底し、またオムツメーカーによる無駄の少ない使用方法等の研修を実施することによって特別管理産業廃棄物の排出抑制に努めているが、新型コロナ発生に伴い、廃棄物量の抑制は困難である。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	90 t	t
	(今後実施する予定の取組) 当院から発生する特別管理産業廃棄物はオムツが殆どであり、患者数の増加と高齢化が進み、また新型コロナ感染症により排出の抑制は困難な状況であるが、従来 of 取組みを継続し排出量を抑制する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物は、専用容器を各部署に設置してその他の廃棄物と分別している。また、使用済み容器は専用倉庫にまとめて保管し、毎週定期的に委託運搬・処分している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 従来 of 取組みを継続する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	96.16 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 再 処 理 委 託 量	96.16 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 排出量を抑えるため、効率の良いオムツの使用方法等を取り入れた。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	90 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	90 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 高齢化が加速し、おむつの使用量が増えている。また新型コロナ入院患者受け入れ病院であり、排出量抑制は困難だが、出来る限り効率の良い使用方法や商品の見直し等を実施し、排出量抑制に努める。		
電子情報処理組織の 使用に関する事項	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル 廃棄物を除く。)	96.16 t	
	(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェスト導入済み。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業場ごとに 1 枚作成すること。
- 2 当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分にに関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物の海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第 6 条の 14 第 2 号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第 2 条の 4 第 5 号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が 50 トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 31 の 4 に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が 3 以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。